

第 16 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 8 月 22 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

【審議事項】

1 地方税法の一部改正に伴う市税の申告等における罰則の強化等について（生活環境部税務課）

「現下の厳しき経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、地方税法等が改正されたことから、石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

ア 市税条例関係

- ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数を 2,000 頭から 1,500 頭に変更するとともに、それを超える部分の所得について免税対象から除外し、適用期限を平成 27 年度分まで延長する。
- ・市民税の不申告、退職所得申告書の不提出に関する過料を 30,000 円以下から 100,000 円以下に引き上げる。

イ 固定資産税関係

- ・離島航路事業の用に供する一定船舶における課税標準の特例が拡充されたことにより、条例の関係条項を整備する。
- ・納税管理人の不申告、住宅用地及び償却資産の不申告に関する過料を 30,000 円以下から、100,000 円以下に引き上げる。

ウ その他の市税

- ・軽自動車税等における不申告等に関する過料について、100,000 円以下と規定する。

エ 都市計画税

- ・地方税法において、課税標準の特例等の縮減や拡充がされたことに伴い、条例において価格の読替規定を整理する。

(2) 施行予定

- ・平成 23 年第 3 回定例会に提案
- ・石巻市市税条例の一部改正（議決後、一部を除き公布の日から施行）
- ・石巻市都市計画税条例の一部改正（議決後、公布の日から施行）

2 東日本大震災で被災した公衆浴場施設の復旧による公衆衛生の確保について（生活環境部環境課）

避難所には一部を除いて入浴施設が無く、在宅者においても家屋や入浴施設が被災したために入浴できない方が多数存在している中、自衛隊の入浴支援が 7 月末で終了し、市内唯一の公衆浴場も被災して休業している。

現在、バス輸送による入浴支援が行われているが、夕方から夜間の時間帯の入浴が困難になっていることから、被災した公衆浴場に災害復旧のための補助金を交付し、復旧させることにより、地域の公衆衛生を確保しようとするもの。

(1) 主な内容

- ・石巻市公衆浴場安定確保対策事業補助金交付要綱の改正

【改正内容】

- ア 補助金の対象項目に「大規模な災害復旧にかかる経費」を追加
- イ 対象項目の事業に要する補助率「2／3」を追加
- ウ 追加した対象項目の補助限度額「5,000千円」を追加
- エ 補助金交付について遡及適用する条項を整備

(2) 今後の予定

- ・平成23年第3回定例会に補正予算を上程
- ・10月頃に公衆浴場復旧工事完工予定

3 障害者虐待防止対策支援事業について（福祉部障害福祉課）

平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月の法の円滑な施行に向けて、「障害者虐待防止対策支援事業実施要綱」が整備されたことから、本市における関係機関との協力体制の整備や支援体制の強化を図るための事業を実施するもの。

(1) 主な内容

ア 連携協力体制整備事業

- ・地域における関係機関等の連携体制のあり方を検討するために、相談支援事業所や障害者団体、関係行政機関等で構成する検討会議を設置する。（設置時期：平成23年11月予定）

イ 家庭訪問等個別支援事業

- ・過去に虐待のあった障害者の家庭や、そのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員が個別訪問するほか、虐待が発生した場合の一時保護のための居室を確保する。（実施時期：平成23年10月予定）

ウ 専門性強化事業

- ・弁護士による法的な専門的助言を受ける体制の確保（実施時期：平成23年10月）

(2) 今後の予定

- ・平成23年第3回定例会に補正予算を上程

【報告事項】

1 東日本大震災に伴うテレビ共聴施設の復旧に係る補助金の交付について（企画部情報政策課）

震災により被災を受けた辺地共聴施設の復旧整備に対し、その一部を補助するため、国の「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」が改正されたことに伴い、「石巻市テレビ共聴施設整備事業補助金交付要綱」の一部を改正し、辺地共聴施設復旧に対する補助金を交付することとした。

(1) 主な内容

ア 補助要件

- ・東日本大震災により被災した辺地共聴施設であること

イ 被災した自主共聴施設（平成23年7月末日現在）

全 損：釜谷崎・二丁谷地、鮫浦、荻浜、蛤浜（4カ所）

一部損壊：雄勝町大須、伊原津、裏沢田（3カ所）

ウ 補助金の額

補助対象経費の2／3（補助金は全額国庫負担）

2 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の一部改正について（教育委員会体育振興課）

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」が全部改正され、「スポーツ基本法」が平成23年6月24日に公布、8月24日から施行されることに伴い、本市の関係条例の文言等を整理することとした。

(1) 主な内容

ア 関係条例

- ・石巻市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・石巻市河南室内プール条例
- ・石巻市かなんパークゴルフ場条例
- ・石巻市スポーツ振興審議会条例

イ 改正内容

条例名	改正箇所	改正前	改正後
石巻市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年条例第40号)	別表中	「スポーツ <u>振興</u> 審議会委員」	「スポーツ <u>推進</u> 審議会委員」
石巻市河南室内プール条例 (平成17年条例第121号)	第1条中	「スポーツ <u>振興</u> 法(昭和36年法律第141号)」	「スポーツ <u>基本</u> 法(平成23年法律第78号)」
		「スポーツの <u>振興</u> 及び <u>普及</u> 」	「スポーツの <u>推進</u> 」
石巻市かなんパークゴルフ場条例 (平成17年条例第123号)	第1条中	「スポーツ <u>振興</u> 法(昭和36年法律第141号)」	「スポーツ <u>基本</u> 法(平成23年法律第78号)」
石巻市スポーツ振興審議会条例 (平成17年条例第310号)	第1条中	「スポーツの <u>振興</u> を図るため、スポーツ <u>振興</u> 法(昭和36年法律第141号)第18条第2項の規定に基づき、石巻市スポーツ <u>振興</u> 審議会」	「スポーツの <u>推進</u> を図るため、スポーツ <u>基本</u> 法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、石巻市スポーツ <u>推進</u> 審議会」

3 平成23年度敬老会の中止について(福祉部福祉総務課)

敬老会は、老人福祉法の趣旨にふさわしい事業として、毎年9月の老人週間を中心に石巻地区のほか各総合支所管内において実施してきたが、今年度は、従来会場として使用してきた各施設が被災したり避難所として使用されるなどして、会場の確保ができない状況にあることから、平成23年度の敬老会を中止することとした。

なお、敬老祝い金の支給については、例年通り実施する。

4 石巻市立病院仮診療所における夜間の一次救急診療の実施について(健康部夜間急患センター)

震災により被災し、夜間急患センターの機能が失われ、一次救急のニーズに応じられない状況にあることから、市立病院仮診療所において、東北大学病院や石巻市医師会の協力により、夜間の内科・小児科の診療を行うこととした。

(1) 主な内容

- ・診療開始日 平成23年9月1日
- ・診療科目及び診療時間

内科	月曜日から土曜日まで	午後6時～翌朝7時
	日曜日及び休日	午後6時～翌朝6時
小児科	月曜日から木曜日まで	午後7時～午後10時
	金曜日・土曜日	午後7時～翌朝7時
	日曜日及び休日	午後6時～翌朝6時

(2) 今後の予定

- ・仮夜間急患センターの設置を予定
- ・夜間診療開始予定時期 平成23年12月中を予定
- ・設置予定場所 石巻市日和が丘一丁目9番2(旧石巻市役所第3分庁舎跡地)

5 埼玉県における東日本大震災を契機とした市町村の助け合いについて（総務部防災対策課）

埼玉県において、東日本大震災により被災した自治体に対し、全国市長会等を通じて物資等の支援を行ってきたが、時間の経過とともに様々なニーズが生じ、適時適切な支援が求められていることから、埼玉県内の市町村と被災県の市町村との組み合わせを行い、継続的な支援を行っていくこととしており、石巻市においては、川越市の支援を頂くこととなった。

6 本庁舎来庁者駐車場の正常化について（総務部管財課）

震災直後、本庁舎立体駐車場は、自衛隊緊急車両及び障害者専用駐車場として使用し、7月30日から来庁者用駐車場として使用し、震災に伴う各種申請のために来庁する市民の利便性を考慮し、駐車場利用料を無料としていたが、震災当初からの混雑が収束してきたことから、震災前の利用手続きに復帰し、駐車場利用料金を徴収することとした。

(1) 主な内容

ア 利用料金等

区 分	金 額	摘 要
駐車時間60分未満	無 料	
駐車時間60分以上30分までごとに	150円	市役所利用者は利用時間に限り無料

※駅前駐車場については、20時～8時は駐車時間60分以上60分までごとに150円

イ 無料の手続き

駐車券を各階の窓口に配置する認証機により無料化处理する。

[その他]

1 不祥事に対する管理職の職員管理の徹底について（市長）

新聞報道等で既に承知と思うが、職員のほとんどが復興のために努力している中、今回の不祥事のような一部の職員の行動が市役所全体の評価になる。

職員も疲労やストレスが蓄積していることから、職員管理に注意し、管理職自らが模範となるとともに、一丸となって職員が前を向いて仕事ができるよう努めてほしい。

以上